

ジョセフ・H・ボール著 『米国海運労働慣行の研究』

飯田秀雄 訳

市来清也

(神戸商船大学)

1. はじめに

本訳書はJoseph H. Ball著 "The Government-Subsidized Union Monopoly" 副題 "A Study of Labor Practices in the Shipping Industry" の全訳で、書名は副題からとられている。米国海運の研究において、船員労働、港湾労働の問題は、不可欠の研究課題となっている。米国において大きな力を有する海運関係労働組合の慣行を抜きにしては、その海運、港湾の実態を解明することは困難である。本書文中に、船会社は船舶がドックするといつでも、「組合はこの船の荷役をさせて予定通りの出帆を許すだろうか」という疑問をいだくことになると述べられているが、これは、米国海運産業の今日における一般的な事情を簡潔に示しているものと思われる。

著者ボール氏は、卓越したジャーナリストであり、海運関係諸労組との交渉の場に身をもって専念してきた労働関係法に関する斯界の権威者である。著者は、上院議員在任中は、タフト・ハートレー法の主要起草者の一人として活躍している。また、1949年に上院議員を辞任後は、ジョー・ボール・ワシントン労働新聞の編集者として勤務し、さらに1953年以降はステーツ・マリーン社の社長補佐を経て副社長として、同社の労働問題の政策決定に参画しており、なお同時にニューヨーク船主協会の役員を務めている。

著者は、本書において、米国における主要な海運関係労働の歴史と、組合が成長するに至った諸条件、および如何にして組合の権力が拡大されたかなど、海運産業に対し組合が主導権を獲得してきた経緯について論述し、見解を展開している。今回、本書が、米国海運の研究に数多くの業績を残されている周知の飯田秀雄氏により、訳出発刊されたことは、この方面の偉大な先導としての役割を果すものであり、今後の海運関係研究に大きく寄与するものと思われる。

2. 本書の構成と内容

本書は、米国における海事関係諸法、反トラスト法、米国海運の本質的課題、および船員労働・港湾労働の根本問題について網羅している。その構成は、第1編、米国

海運産業の現状、第2編、米国海運産業の推移と過程、第3編 要約と解決への提言、の3編からなっており、その内容は17章にわたって詳述されている。

すなわち、第1編は、第1章から第5章に及んでいる。第1章では、今日の海運産業において、組合は団体としてストに走っても全く損害を被ることではなく、長期のストの結果、使用者側の会社の大部分が破算するであろうとしており、両者の力関係、損害程度の不均衡をあげている。そしてその原因として、海運界では、被使用者に職を提供し、コントロールしているのは、使用者側ではなく、組合側であるとしており、今日の海運団体交渉についての本質的な問題点を指摘している。第2章では、米国海運は、海事法、商船法など多くの法律により規制されており、海事産業に特有な道具立てならびに慣行は、労使関係の手順を形成するのに役立っていると論じている。

さらに、第3章では、米国籍海運は、運航差額補助金や建造差額補助金などの政府助成に大きく依存する珍しい変則の産業であり、そして労働者を最高水準の賃金で雇い、なお衰退の道を辿っていると論述している。第4章では、海運関係組合の権力は、多くの契約条項およびこの産業特有の慣行や、ジョブ・アクションの乱用により獲得されたものであるとしており、組合雇用事務所の制度が大きな組合権力の根源となっていると述べている。また、ほとんどの組合との協約が、期間中のスト禁止条項にピケットライン除外規定を設けており、骨抜きの内容となっていると論及している。なお、第5章では、海運関係諸組合の各分野で保持している独裁的パワーが及ぼす海運会社への影響や国民の負担などについて論じている。

次に、第2編は、第6章以降第13章からなっている。まず第6章では、組合の起源と労使関係について述べている。すなわち、1790年海事法成立当時は、船長が絶対的支配者で、船員は組合を組織したりする余裕はなく、1875年に五大湖で運航している3船舶の機関部職員組合が組織されたのが、今日まで続いている最初の船員組合であるとしている。また、港湾労働者組合については、1907年にILA（国際港湾労組）が誕生するまでの経緯を述べている。第7章では、1921年、大西洋・ガルフ沿岸のアメリカ汽船船主協会が賃金カットとオーバータイム支払廃止を提唱し、これに対し、ISU（国際船員組合）が拒絶してストにはいったが、そのストはほとんど効果がなく、多くの船舶が運航を続行した経過を述べている。第8章では、1930年代における組合勢力の回復を取りあげている。同年代においては、ルーズベルト大統領の新経済政策の強い組合支持傾向もあって、組合に新しい生命力を吹き込み、全米の組織活動を活発化したと述べている。なお、第9章では、独立タンカー労組についての魅惑的な物語として、フォードハム大学のコリンス教授の1964年の著書「決して会社を離れるな」を取りあげている。同教授は、全米組織の組合とタンカー組合との長期の闘争を通じ、その当初からタンカー組合の法律顧問を努め、25年間1度のストも行なわず、タンカー組合の団体交渉に非常な成功をもたらしたと解説している。

また、第10章では、第2次世界大戦中について、船員の組合は、ストをしないという約束に忠実で、重大なストは発生しなかったこと、およびNMU(全米船員組合)とSIU(船員国際組合)は、戦時中海運関係の政府機関に完全な協力を示したが、その接し方に差異があったことなどを論述している。第11章では、1950年代において、西部沿岸のSIUの協約を除き、他のすべての海上労組の協約に、もし船舶が係船その他の理由で停船となっても、それが10日間未満であれば、船員への給与支払は継続されねばならないし、また、ピケットラインを越えることを拒否することは、ノーライキ条項に違反するとは見做されない旨の条項を挿入するようになったことを特記している。第12章では、1948年の太平洋沿岸港湾労組のストにより、ILWU(国際港湾倉庫労組)が事実上すべての要求を勝ちとり、さらに1960年には、PMA(太平洋船主協会)との間に機械化・近代化協約が文書化されたことを取りあげ、また、1965年には、大西洋およびガルフ沿岸の全ILAのストが33日間続行され、その結果、ニューヨークでの合意はすべての東部沿岸諸港での共通のパターンとなったことなど、戦後の港湾労組の発展を論述している。なお、第13章では、今日の船員の賃金収入について、直接の支払賃金とフリンジ給付とについて述べ、また、協約に基づく水増し雇用要求や、自動化に関する職場・固定収入確保のための労組要求について論及している。

さらに、第3編は、第14章から第17章で構成されており、まとめとしての提言がなされている。すなわち、第14章では、過去20年足らずのうちに、海運産業における労組と使用者側との相対的勢力の関係が完全に逆転したことをあげ、その原因として、①政府の政策と行動、②海運の使用者の過去の経験、③組合との交渉の際、海運関係経営者の交渉の地位に固有の弱みがあること、④業界におけるピケットラインに過剰な力が与えられていること、⑤特有の先任権制が逆転を押し進めたこと、を指摘している。第15章では、労使交渉力のひどい不均衡を是正する解決へのアプローチとして、直接関係者に是正の実行を任せること、そしてそのために関連する新法律の立法をはかることが、長期的には最善の策であるとして、その見解を展開している。第16章では、米国の安全保障と船舶国有との課題をあげ、国有・国営はすべての他の解決策が不可能な場合のみに限定すべきであるとしており、さらに強制仲裁の構想は、海運関係組合の力にはんのわずかしか影響をあたえないであろうと論及している。最後に、第17章では、米国の船会社への助成と便宜置籍船との関連を述べ、国家の安全にあっても、外国籍船舶を頼りにすることは、正しい解決法ではないと論じている。そして、海運関係労組に対し、反トラスト法を適用することによって、諸問題を解決することが、多くの方法のうちで最も健全なものであると論述している。

3. むすび

海運・港運界のあり方において、最も重要な要素を占めているのは、船員労働・港

湾労働に関する諸問題の解明であろう。本書は、米国における1930年以降の船員労働組合・港湾労働組合の勢力が増大し、使用者側に逆転するにいたった経緯について詳細な資料に基づき論説している。そこでは、船員労働組合・港湾労働組合と使用者側との力関係の推移が、歴史的事実に基づき具体的に解明されている。

米国海運労働の慣行を知る上で、本書は、前例のない貴重な参考書としての価値を有するものと思われる。訳者の飯田秀雄氏は、この原著書が出版されて間もない1966年に、これを入手し、滞米中に求めて求め得られなかつたような内容をこれより得たと、本書のあとがきで述べている。ただ、本書の内容は、著者の置かれた立場からして、使用者側の面からのみ主として把握され、理論的展開がなされている憾みも若干見受けられる。

米国における船員問題、港湾問題は、日本人にとって、分かりにくい面も多いのであるが、本書はこれらについて、克明に記述し、解明を行なっている。勿論、米国とわが国では、海運、港湾の客觀情勢や労働慣行も大きく異なるので、一概には論ぜられないが、今後の日本海運の労使のあり方について、大いに参考になるものと思われる。このような意味において、本書は、わが国の海運関係者にとって貴重な資料を提供しているものであり、また、学問的にも非常に示唆に富む内容のものであると言えよう。

（成山堂、昭和55年2月刊、304頁、定価3,800円）